

## 区文化センターの使用料の改定内容

平成 31 年 3 月 25 日

※使用料が改定される施設についてのみ掲載しております

### 改定内容

ア 若林区文化センターの使用料の改定

(ア) ホール及び楽屋

(現 行)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~21:30)	
ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	12,400 円	20,700 円	21,700 円	
		土曜日・日曜日・休日	18,100 円	26,900 円	28,300 円	
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	21,400 円	31,100 円	32,600 円	
		土曜日・日曜日・休日	24,500 円	40,400 円	42,400 円	
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	26,700 円	41,600 円	43,500 円	
		土曜日・日曜日・休日	32,300 円	53,900 円	56,600 円	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	32,100 円	52,300 円	54,400 円	
		土曜日・日曜日・休日	40,600 円	67,300 円	70,700 円	
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	39,500 円	63,100 円	65,300 円	
		土曜日・日曜日・休日	49,200 円	80,800 円	84,900 円	
	第一楽屋			610 円	810 円	710 円
	第二楽屋			610 円	810 円	710 円
第三楽屋			870 円	1,100 円	1,000 円	
第四楽屋			870 円	1,100 円	1,000 円	

↓

(改定後)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~21:30)	
ホ ー ル	入場料を徴収しな い場合	平日	12,600円	21,000円	22,100円	
		土曜日・日曜 日・休日	18,400円	27,300円	28,800円	
	500円以下の入場 料を徴収する場合	平日	21,700円	31,600円	33,200円	
		土曜日・日曜 日・休日	24,900円	41,100円	43,100円	
	500円を超え1,000 円以下の入場料を 徴収する場合	平日	27,100円	42,300円	44,300円	
		土曜日・日曜 日・休日	32,800円	54,800円	57,600円	
	1,000円を超え3,0 00円以下の入場料 を徴収する場合	平日	32,600円	53,200円	55,400円	
		土曜日・日曜 日・休日	41,300円	68,500円	72,000円	
	3,000円を超える 入場料を徴収する 場合	平日	40,200円	64,200円	66,500円	
		土曜日・日曜 日・休日	50,100円	82,200円	86,400円	
	第一楽屋			620円	820円	720円
	第二楽屋			620円	820円	720円
第三楽屋			880円	1,100円	1,000円	
第四楽屋			880円	1,100円	1,000円	

(イ) その他の施設

	現 行	改定後
スタジオ	1時間当たり 930円	1時間当たり 940円

イ 太白区文化センターの使用料の改定

(ア) ホール及び楽屋

(現 行)

				午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)
ホ ー ル	タ イ プ 一	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	平日	13,500 円	22,500 円	27,000 円
			土曜日・日 曜日・休日	19,700 円	29,200 円	35,100 円
		500円以下の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	平日	23,200 円	33,700 円	40,500 円
			土曜日・日 曜日・休日	26,700 円	43,900 円	52,600 円
		500円を超え 1,000円以下 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	平日	29,000 円	45,200 円	54,000 円
			土曜日・日 曜日・休日	35,100 円	58,500 円	70,200 円
		1,000円を超 え3,000円以 下 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	平日	34,800 円	56,800 円	67,500 円
			土曜日・日 曜日・休日	44,100 円	73,100 円	87,800 円
	3,000円を超 える 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	平日	42,900 円	68,400 円	81,000 円	
		土曜日・日 曜日・休日	53,400 円	87,800 円	105,300 円	
	タ イ プ 二	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	平日	10,000 円	16,600 円	20,000 円
			土曜日・日 曜日・休日	14,600 円	21,600 円	26,000 円
		500円以下の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	平日	17,200 円	25,000 円	30,000 円
			土曜日・日 曜日・休日	19,800 円	32,500 円	39,000 円
500円を超え 1,000円以下 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合		平日	21,500 円	33,500 円	40,000 円	
		土曜日・日 曜日・休日	26,000 円	43,300 円	52,000 円	

	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	25,800円	42,100円	50,000円
		土曜日・日曜日・休日	32,700円	54,200円	65,000円
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	31,800円	50,700円	60,000円
		土曜日・日曜日・休日	39,600円	65,000円	78,000円
楽屋二			650円	910円	910円
楽屋三			650円	910円	910円

↓

(改定後)

				午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)
ホ ー ル	タ イ プ 一	入場料を徴収しない場合	平日	13,700円	22,900円	27,500円
			土曜日・日曜日・休日	20,000円	29,700円	35,700円
		500円以下の入場料を徴収する場合	平日	23,600円	34,300円	41,200円
			土曜日・日曜日・休日	27,100円	44,700円	53,500円
		500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	29,500円	46,000円	55,000円
			土曜日・日曜日・休日	35,700円	59,500円	71,500円
		1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	35,400円	57,800円	68,700円
			土曜日・日曜日・休日	44,900円	74,400円	89,400円
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	43,600円	69,600円	82,500円	
		土曜日・日曜日・休日	54,300円	89,400円	107,200円	
	タ イ プ 二	入場料を徴収しない場合	平日	10,100円	16,900円	20,300円
			土曜日・日曜日・休日	14,800円	22,000円	26,400円

500円以下の入 場料を徴収す る場合	平日	17,500円	25,400円	30,500円
	土曜日・日 曜日・休日	20,100円	33,100円	39,700円
500円を超え 1,000円以下の 入場料を徴収 する場合	平日	21,800円	34,100円	40,700円
	土曜日・日 曜日・休日	26,400円	44,100円	52,900円
1,000円を超え 3,000円以下の 入場料を徴収 する場合	平日	26,200円	42,800円	50,900円
	土曜日・日 曜日・休日	33,300円	55,200円	66,200円
3,000円を超え る入場料を徴 収する場合	平日	32,300円	51,600円	61,100円
	土曜日・日 曜日・休日	40,300円	66,200円	79,400円
楽屋二		660円	920円	920円
楽屋三		660円	920円	920円

(イ) その他の施設

	現 行	改定後
スタジオ	1時間当たり 800円	1時間当たり 810円

ウ 宮城野区文化センターの使用料の改定

(ア) コンサートホール, シアターホール及び楽屋

(現 行)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	
コンサートホール	入場料を徴収しない場合	平日	7,500円	12,500円	15,000円	
		土曜日・日曜日・休日	11,000円	16,300円	19,600円	
		500円以下の入場料を徴収する場合	平日	13,000円	18,800円	22,600円
		土曜日・日曜日・休日	15,000円	24,500円	29,400円	
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,200円	25,200円	30,100円	
		土曜日・日曜日・休日	19,600円	32,600円	39,200円	
		1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	19,500円	31,700円	37,700円
		土曜日・日曜日・休日	24,700円	40,800円	49,000円	
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	24,000円	38,400円	45,200円	
		土曜日・日曜日・休日	30,000円	49,000円	58,800円	
		シアターホール	入場料を徴収しない場合	平日	5,400円	9,100円
	土曜日・日曜日・休日			7,100円	11,800円	14,200円
500円以下の入場料を徴収する場合	平日			7,800円	13,000円	15,600円
	土曜日・日曜日・休日		9,700円	16,200円	19,500円	
500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日		9,800円	16,600円	19,800円	
	土曜日・日曜日・休日		12,300円	20,800円	24,900円	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合		平日	12,400円	20,800円	24,900円
	土曜日・日曜日・休日		15,600円	26,000円	31,200円	
3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日		16,400円	27,400円	32,900円	
	土曜日・日曜日・休日		21,300円	35,600円	42,700円	

第二楽屋	650 円	910 円	910 円
第三楽屋	650 円	910 円	910 円
第四楽屋	650 円	910 円	910 円
第五楽屋	650 円	910 円	910 円
第六楽屋	650 円	910 円	910 円

↓

(改定後)

			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	
コンサートホール	入場料を徴収しない場合	平日	7,600 円	12,700 円	15,200 円	
		土曜日・日曜日・休日	11,200 円	16,600 円	19,900 円	
	500円以下の入場料を徴収する場合	平日	13,200 円	19,100 円	23,000 円	
		土曜日・日曜日・休日	15,200 円	24,900 円	29,900 円	
	500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,500 円	25,600 円	30,600 円	
		土曜日・日曜日・休日	19,900 円	33,200 円	39,900 円	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	19,800 円	32,200 円	38,300 円	
		土曜日・日曜日・休日	25,100 円	41,500 円	49,900 円	
	3,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	24,400 円	39,100 円	46,000 円	
		土曜日・日曜日・休日	30,500 円	49,900 円	59,800 円	
	シアターホール	入場料を徴収しない場合	平日	5,500 円	9,200 円	11,100 円
			土曜日・日曜日・休日	7,200 円	12,000 円	14,400 円
500円以下の入場料を徴収する場合		平日	7,900 円	13,200 円	15,800 円	
		土曜日・日曜日・休日	9,800 円	16,500 円	19,800 円	
500円を超え1,000円以下の入場料を徴収する場合		平日	9,900 円	16,900 円	20,100 円	
		土曜日・日曜日・休日	12,500 円	21,100 円	25,300 円	

1,000円を超え 3,000円以下の入 場料を徴収する場合	平日	12,600円	21,100円	25,300円
	土曜日・日曜 日・休日	15,800円	26,400円	31,700円
3,000円を超える 入場料を徴収する 場合	平日	16,700円	27,900円	33,500円
	土曜日・日曜 日・休日	21,600円	36,200円	43,400円
第二楽屋		660円	920円	920円
第三楽屋		660円	920円	920円
第四楽屋		660円	920円	920円
第五楽屋		660円	920円	920円
第六楽屋		660円	920円	920円

(イ) その他の施設

	現 行	改定後
スタジオ	1時間当たり 910円	1時間当たり 920円

## 改定の適用日

<市民利用施設予約システム対象施設の予約について>

平成31年10月から改定後の料金が適用となりますが、次の場合には改定前の料金が適用となります。

- ・市民利用施設予約システムでの抽選による申込みの場合は、平成31年9月までに抽選が行われたもの
- ・市民利用施設予約システムでの抽選期間終了後の空き施設の申込みの場合は、平成31年9月までに使用許可を受けたもの

## お問い合わせ

市民局地域政策課

電話:022-214-6130      ファクス:022-214-6140

メールアドレス:sim004070@city.sendai.jp